

## 浮魚礁敷設承認取扱要領

### (承認対象者)

第1 承認の対象者は次のとおりとする。

- (1) 漁業協同組合
- (2) 沖縄県
- (3) 沖縄海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)が特に認めた者

### (自主調整協議会の設置)

第2 第1(1)及び(3)に規定する者は、浮魚礁を敷設する漁場の相互調整を図るために別表で定める関係地区ごとに浮魚礁自主調整協議会(以下「協議会」という。)を設置しなければならない。

### (承認申請)

第3 承認の申請は次のとおりとする。

- (1) 浮魚礁を敷設するときは、敷設する浮魚礁ごとに第1号様式による浮魚礁敷設承認申請書を委員会へ提出し承認を受けなければならない。
- (2) 敷設した浮魚礁が承認された位置より半径2海里を越えて移動したときは、様式第1-2号による浮魚礁移動承認申請書を委員会へ提出し承認を受けなければならない。
- (3) 第3(1)の申請をするときは、第2号様式による協議会の同意書並びに緯度及び経度を記載した位置図を添付しなければならない。
- (4) 第3(2)の申請をするときは、第2号様式による協議会の同意書、緯度及び経度を記載した位置図並びに委員会から本要領の第5の規定により交付された従来の浮魚礁敷設承認証を添付しなければならない。

### (承認期間)

第4 浮魚礁の敷設期間は3年以内とする。

### (承認証の交付)

第5 委員会は、浮魚礁の敷設又は移動を承認したときは、第3号様式による浮魚礁敷設承認証を交付する。

### (敷設場所の制限)

第6 委員会は、船舶の航路付近及び漁業調整上支障をきたすおそれがある場所への敷設を制限することができる。

### (承認の制限又は条件)

第7 浮魚礁の敷設の承認にあたっては次の制限又は条件等を付す。

- (1) 操業上の条件
  - ア 浮魚礁を利用して営む漁業の範囲は、大方半径1海里の周辺海域とし、いたずらに他の漁業の操業を妨げないように注意しなければならない。
  - イ 敷設者の承認を受け操業をするものは、操業の際、敷設者の定める承認の旗を掲げなければならない。

(2) 漁具の標識等

浮魚礁には、昼間にあつては第4号様式による漁具の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による漁具の標識を見やすい位置に設置し、浮魚礁本体に敷設者名及び承認番号を表示しなければならない。

但し、中層魚礁はこの限りではない。

(3) 作業の届出

浮魚礁を敷設するときは、第5号様式による海上作業届を所轄の海上保安本部、海上保安部又は海上保安署へ提出しなければならない。

(4) 敷設の届出

浮魚礁を敷設したときは、速やかに、第6号様式による浮魚礁敷設届を委員会へ提出しなければならない。

(5) 流失の届出

浮魚礁が流失したときは、速やかに、第7号様式による浮魚礁流失届を委員会及び所轄の海上保安本部、海上保安部又は海上保安署へ提出しなければならない。

(6) 利用実績の報告

承認を受け浮魚礁を敷設した者は、毎年4月30日までに、第8号様式による浮魚礁利用実績報告書を委員会に提出しなければならない。

(7) 位置確認の届出

承認を受けて浮魚礁を敷設した者は、毎年4月30日までに第9号様式による浮魚礁敷設位置確認届に海図を使用して記載した位置図を添付して浮魚礁の位置を委員会に届出なければならない。

(承認の変更又は取り消し)

第8

(1) 委員会は、漁業調整のため必要があると認めるときは承認の内容を変更し、又は制限若しくは条件を付すことがある。

(2) 承認を受けたもののうち敷設予定がないものは、第10号様式による浮魚礁敷設承認取消申請書に第5に規定する承認証を添付し委員会へ提出し、承認の取消を受けなければならない。

(3) 委員会は、第5に規定する承認証の内容若しくは第7に規定する承認の制限若しくは条件に違反したとき又は承認の日若しくは流失判明の日から1年間敷設しないものについては、承認を取り消すことがある。

付 則

この要領は、平成15年11月1日から施行し、平成16年3月31日までとする。

別表

関係地区名	協議会名称	構成者
沖縄本島 北西地区	第1ブロック浮魚礁 自主調整協議会	伊平屋村漁協、伊是名漁協、国頭漁協、 本部漁協、名護漁協、伊江漁協、恩納漁協、 今帰仁漁協、羽地漁協、読谷村漁協 及び委員会が特に認めた者
沖縄本島 南西地区	第2ブロック浮魚礁 自主調整協議会	北谷町漁協、浦添宜野湾漁協、 那覇市沿岸漁協、那覇地区漁協、 沖縄県近海鮪漁協、久米島漁協、渡嘉敷漁協、 座間味漁協、渡名喜村漁協、糸満漁協 及び委員会が特に認めた者
沖縄本島 東地区	第3ブロック浮魚礁 自主調整協議会	港川漁協、知念村漁協、佐敷中城漁協、 与那原・西原町漁協、沖縄市漁協、南原漁協、 勝連漁協、与那城町漁協、石川市漁協、 金武漁協、宜野座村漁協 及び委員会が特に認めた者
先島地区	第4ブロック浮魚礁 自主調整協議会	平良市漁協、池間漁協、伊良部町漁協、 八重山漁協、与那国町漁協 及び委員会が特に認めた者